内閣感染症危機管理統括庁を中心とした司令塔機能の強化

参考資料3

○　感染症危機への対応に係る司令塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、内閣法を改正し、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置　（設置日：令和5年9月1日）

★統括庁が総理・長官を直接支えて、感染症対応の方針の企画立案、各省の総合調整を一元的に所掌

内閣総理大臣

政府対策本部

内閣官房長官　担当大臣

知見を直接インプット

本部出席・意見陳述の求め

政策ニーズに沿った科学的知見を提供

内閣感染症危機管理統括庁

（内閣官房副長官）

内閣感染症危機管理監

（内閣官房副長官補）

内閣感染症危機管理監補

厚生労働省

厚労省との一体性確保

内閣感染症危機管理対策官　＝　医務技監

感染症危機管理統括審議官

内閣審議官・内閣参事官等

感染症対策部

科学的知見の収集分析・作成の求め

中期目標の指示
業務の監督

国立健康危機管理研究機構※

【主な機能】

- 感染症の情報分析、研究、危機対応
- 国内外の人材育成・派遣
- 国際医療協力
- 総合診療、臨床研究推進

※機構創設（令和７年度以降）までは、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターにて対応

内閣危機管理監

★感染症に係る危機管理は、統括庁が一元的に所掌し、実施。

※内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理について、統括庁に協力

協力

★医務技監を結節点として、感染症対策部や、国立健康危機管理研究機構の専門的知見の提供を確保